

特定非営利活動法人安芸ソーシャルサポートの会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人安芸ソーシャルサポートの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県安芸郡海田町窪町10番10号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、小学生から青年期にいたる子供たちとその保護者及び関係者に対して、子供の主体的な学びと自立的な成長を支援する施設の設立ならびに運営を中心に、地域社会での自立と社会参加を生涯にわたって支援する事業を行い、健全な精神保健福祉の社会環境の整備と生活支援体制の確立に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
- ②放課後等デイサービスの役割・地位向上や社会基盤整備の事業
- ③専門部内の大学、大学院の実習の場の提供
- ④フリースクール等の設立及びその支援に関する事業
- ⑤フリースクール等の役割・地位向上や社会基盤整備の事業
- ⑥閉じこもりがちな団体生活不適應の青少年に対する働く場の確保を含む社会参加及び生活支援体制等の整備を支援する事業
- ⑦地域の子供たちの健全育成に係る事業

- ⑧国際交流および留学生の派遣に係る事業
- ⑨上記に掲げる事業に関わる人材の育成事業
- ⑩障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び特定相談支援事業 /

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、理事長を補佐する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条、第 30 条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	日比正規
副理事長	鈴木 彩
理事	橘 恵

理事 岩崎雅夫
理事 上田信之
監事 池尻龍司

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

個人会員 入会金 1,000円 年会費 3,000円
団体会員 入会金 10,000円 年会費 50,000円

(2) 賛助会員

個人会員 入会金 1,000円 年会費 2,000円
団体会員 入会金 5,000円 年会費 10,000円

平成23年8月20日 主たる事務所変更（8月1日 理事会開催）
（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県安芸郡海田町窪町10番10号に置く。

平成29年1月20日 第5条1項1号 ⑩を追加（1月5日 理事会開催）

平成30年8月30日 （公告の方法）一部変更。

令和3年4月1日 （事業）第5条1項1号 ⑪を追加。

第5条1項2号 その他の事業 削除 同2項 削除

（任期等）第16条2項 変更 （資産の区分）第40条 変更

（会計の区分）第43条 変更

令和7年4月1日 （職務）第15条4項 一部変更。

令和7年11月12日 事業の追加に伴い定款を一部変更した。

令和8年7月17日 事業の追加及び廃止に伴い定款を一部変更した。

令和 8 年 度 事 業 計 画 書

特定非営利活動法人
安芸ソーシャルサポートの会

1 事業実施の方針

相談支援事業所を開設することにより、ご利用者が相談先に迷うという課題を解消しつつ、関係機関とのネットワークを強化するなど、地域リソースを再構築していく。そのうえで、発達障害児者への成長に沿った支援を、スピード感をもって実行する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業	・放課後等デイサービス事業所（ⅰ） ・障害児相談支援事業所（ⅱ）	通年	ⅰ 海田町 ⅱ 海田町	計 6名	ⅰ 40名/月 ⅱ 30名/月	26,023
②放課後等デイサービスの役割・地位向上や社会基盤整備の事業	児童施設（新規事業）	実施なし				0
③専門部内の大学、大学院の実習の場の提供	大学生の実習受入れ 1校/年間	適宜	海田町	2名	8名	7
④フリースクール等の設立及びその支援に関する事業	高校生を対象とした、不登校対応及び自立に向けてのトレーニング	通年	海田町	1名	1名/月	79
⑤フリースクール等の役割・地位向上や社会基盤整備の事業	地域・来所者への相談対応	通年				3
⑥閉じこもりがちな団体生活不適應の青少年に対する働く場の確保を含む社会参加及び生活支援体制等の整備を支援する事業	就労継続支援事業所・生活支援センター等への相談・紹介	通年				56
⑦地域の子供たちの健全育成に係る事業	海田町依頼 相談事業	通年				7
⑧国際交流及び留学生の派遣に係る事業	外国籍のご家庭との交流・利用促進	実施なし				0
⑨上記に掲げる事業に関わる人材の育成事業	県の研修へのファシリテーター派遣・公立学校の研修会への職員派遣	通年	安芸郡	1名		3
⑩障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び特定相談支援事業	・就労継続支援B型事業所（ⅰ） ・特定相談支援事業所（ⅱ）	通年	ⅰ 広島市 安芸区 ⅱ 海田町	計 6名	ⅰ 8名/月 ⅱ 10名/月	23,336

令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人
安芸ソーシャルサポートの会

1 事業実施の方針

前年度の状況を踏まえ、さらに制度の狭間に置かれやすい境界知能の方々が、地域社会においてより自分らしい人生を実現できるよう、柔軟で包括的な支援を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業	・放課後等デイサービス事業所（ⅰ） ・障害児相談支援事業所（ⅱ）	通年	ⅰ 海田町 ⅱ 海田町	計 6名	ⅰ 40名/月 ⅱ 50名/月	24,798
②放課後等デイサービスの役割・地位向上や社会基盤整備の事業	児童施設（新規事業）	実施なし				0
③専門部内の大学、大学院の実習の場の提供	大学生の実習受入れ 1校/年間	適宜	海田町	2名	8名	30
④フリースクール等の設立及びその支援に関する事業	高校生を対象とした、不登校対応及び自立に向けてのトレーニング	通年	海田町	2名	10名	338
⑤フリースクール等の役割・地位向上や社会基盤整備の事業	地域・来所者への相談対応	通年	海田町			15
⑥閉じこもりがちな団体生活不適應の青少年に対する働く場の確保を含む社会参加及び生活支援体制等の整備を支援する事業	就労継続支援事業所・生活支援センター等への相談・紹介	通年	海田町 福富町	3名	30名	1,120
⑦地域の子供たちの健全育成に係る事業	海田町依頼 相談事業	通年				29
⑧国際交流及び留学生の派遣に係る事業	外国籍のご家庭との交流・利用促進	実施なし				0
⑨上記に掲げる事業に関わる人材の育成事業	県の研修へのファシリテーター派遣・公立学校の研修会への職員派遣	通年	安芸郡	1名	50名	15
⑩障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び特定相談支援事業	・就労継続支援B型事業所（ⅰ） ・特定相談支援事業所（ⅱ）	通年	ⅰ 広島市 安芸区 ⅱ 海田町	計 6名	ⅰ 15名/月 ⅱ 10名/月	23,907

令和8年度 活動予算書

令和 8年 4月 1日 から令和 9年 3月 31日 まで

特定非営利活動法人 安芸ソーシャルサポートの会
(単位: 円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
会費収入	340,000	340,000	
2. 事業収益			
フリースクール事業収益	360,000		
デイサービス事業収益	1,700,000		
国保請求収益	65,600,000	67,660,000	
3. その他収益			
受取利息	21,000		
雑収益	1,080,000	1,101,000	
経常収益計			69,101,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	24,886,400		
臨時雇賃金	720,000		
法定福利費	4,516,000		
退職給付費用	220,000		
通勤費	760,000		
福利厚生費	40,000		
賞与	1,010,000		
人件費計	32,152,400		
(2) その他経費			
業務委託費	50,000		
広告宣伝費	60,000		
旅費交通費	180,000		
通信運搬費	710,000		
消耗品費	556,000		
修繕費	260,000		
水道光熱費	1,360,000		
地代家賃	12,706,000		
賃借料・リース料	840,000		
保険料	100,000		
諸会費	50,000		
租税公課	50,000		
研修費	50,000		
施設外活動費	30,000		
支払手数料	20,000		
雑費	340,000		
その他経費計	17,362,000		
事業費計		49,514,400	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	5,680,000		
給料手当	800,000		
賞与	120,000		
法定福利費	640,000		
通勤費	120,000		
人件費計	7,360,000		
(2) その他経費			
会議費	120,000		
通信運搬費	210,000		
消耗品費	60,000		
水道光熱費	340,000		
賃借料	320,000		
保険料	74,000		
教材費	120,000		
租税公課	80,000		
支払手数料	1,200,000		

	支払利息	250,000		
	諸謝金	30,000		
	会議費	100,000		
	雑費	1,700,000		
	その他経費計	4,604,000		
	管理費計		11,964,000	
	経常費用計			61,478,400
	当期経常増減額			7,622,600
III	経常外収益			
	経常外収益計			0
IV	経常外費用			
	経常外費用計			0
	税引前当期正味財産増減額			7,622,600
	当期正味財産増減額			7,622,600
	前期繰越正味財産額			△ 16,239,270
	次期繰越正味財産額			△ 8,616,670

令和9年度 活動予算書

令和 9年 4月 1日 から令和 10年 3月 31日 まで

特定非営利活動法人 安芸ソーシャルサポートの会
(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
会費収入	340,000	340,000	
2. 事業収益			
フリースクール事業収益	360,000		
デイサービス事業収益	1,700,000		
国保請求収益	72,900,000	74,960,000	
3. その他収益			
受取利息	21,000		
雑収益	1,080,000	1,101,000	
経常収益計			76,401,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	25,400,000		
臨時雇賃金	720,000		
法定福利費	4,740,000		
退職給付費用	220,000		
通勤費	760,000		
福利厚生費	40,000		
賞与	1,010,000		
人件費計	32,890,000		
(2) その他経費			
業務委託費	50,000		
広告宣伝費	60,000		
旅費交通費	180,000		
通信運搬費	710,000		
消耗品費	556,000		
修繕費	260,000		
水道光熱費	1,360,000		
地代家賃	12,706,000		
賃借料・リース料	840,000		
保険料	100,000		
諸会費	50,000		
租税公課	50,000		
研修費	50,000		
施設外活動費	30,000		
支払手数料	20,000		
雑費	340,000		
その他経費計	17,362,000		
事業費計		50,252,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	5,680,000		
給料手当	800,000		
賞与	120,000		
法定福利費	640,000		
通勤費	120,000		
人件費計	7,360,000		
(2) その他経費			
会議費	120,000		
通信運搬費	210,000		
消耗品費	60,000		
水道光熱費	340,000		
賃借料	320,000		
保険料	74,000		
教材費	120,000		
租税公課	80,000		
支払手数料	1,200,000		

	支払利息	250,000		
	諸謝金	30,000		
	会議費	100,000		
	雑費	1,700,000		
	その他経費計	4,604,000		
	管理費計		11,964,000	
	経常費用計			62,216,000
	当期経常増減額			14,185,000
III	経常外収益			
	経常外収益計			0
IV	経常外費用			
	経常外費用計			0
	税引前当期正味財産増減額			14,185,000
	当期正味財産増減額			14,185,000
	前期繰越正味財産額			△ 8,616,670
	次期繰越正味財産額			5,568,330